

## 10 . 終戦詔勅と降伏文書

### ・終戦の詔勅

前章の通り、8月14日の御前会議（最高戦争指導者会議）で、ポツダム宣言ならびに8月11日付の連合国側回答（バーンズ回答・日本への到着は12日）を受け入れることを決定した。

この決定が下されたのが正午前であり、その後午後1時頃より閣議が開かれ、終戦の詔勅案が審議された。かくして、午後11時に証書が発布され、またスイスおよびスウェーデン経由で連合国側にポツダム宣言受諾の詔勅が発布された旨を通告した。

### （終戦の詔勅・旧漢字カタカナは新漢字平仮名に改め一部の漢字を平仮名に改めた）

朕深く、世界の大勢と帝国の現状とに鑑み、非常の措置をもって時局を收拾せんと欲し、ここに忠良なる爾臣民に告ぐ。

朕は帝国政府をして、米英支蘇4国に対し、その共同宣言を受諾する旨、通告せしめたり。

そもそも、帝国臣民の康寧を図り、万邦共栄の楽しみをともにするは、皇祖皇宗の遺範にして、朕の拳々措かざる所、さきに米英二国に宣戦せる所以もまた、実に帝国の自存と、東亜の安定とを庶幾するに出で、他国の主権を排し、領土を侵すがごときは、もとより朕が志にあらず。しかるに、交戦すでに四歳を閲し、朕が陸海將兵の勇戦、朕が百僚有司の励精、朕が一億衆庶の奉公、各々最善をつくせるに拘らず、戦局必ずしも好転せず、世界の大勢また我に利あらず。しかのみならず、敵は新たに残虐なる爆弾を使用して頻に無辜を殺傷し、惨害の及ぶ所、真に測るべからざるに至る。しかもなお、交戦を継続せんか、ついに我が民族の滅亡を招来するのみならず、ひいて人類の文明をも破却すべし。かくの如くんば、朕、何を以てか、億兆の赤子を保し、皇祖皇宗の神靈に謝せんや。それ、朕が帝国政府をして、共同宣言に応ぜしむるに至れる所以なり。

朕は帝国と共に、終始東亜の開放に協力せる諸盟邦に対し、遺憾の意を表せざるを得ず。帝国臣民にして、戦陣に死し、職域に殉じ、非命にたおれたる者、及びその遺族に想いを致せば、五内為に裂く。かつ、戦傷を負い、災禍を蒙り、家業を失いたる者の厚生に至りては、朕の深く軫念する所なり。おもうに、今後帝国の受くべき苦難はもとより尋常にあらず。爾臣民の表情も、朕、よくこれを知る。しかれども朕は、時運の赴く所、堪え難きを堪え、忍び難きを忍び、もって万世の為に大平を開かんと欲す。

朕はここに、国体を護持し、得て、忠良なる爾臣民の赤誠に信倚し、常に爾臣民と共にあり。もし、それ、情の激する所、みだりに事端を滋くし、あるいは同胞排擠、互に時局を乱り、為に大道を誤り、信義を世界に失うが如きは、朕、最もこれを戒む。宜しく、拳国一家子孫相伝え、かたく神州の不滅を信じ、任重くして道遠きをおもい、総力を将来の建設に傾け、道義を篤くし、志操を鞏くし、誓って国体の精華を発揚し、世界の進運に後れざらんことを期すべし。爾臣民、それ、よく朕が意を体せよ。

### ・玉音放送

終戦の詔勅が発布された後、8月14日の深夜、皇居にて玉音放送の録音が行われた。翌8月15日正午、ラジオにて録音盤が放送され、初めて天皇の肉声が国民に放送された形となった。また、8月15日付の朝刊は終戦の詔勅の内容を掲載していたため、玉音放送の放送後、午後になって配達された。

### ・GHQの進駐

ポツダム宣言の受諾をうけ、日本側では軍の停戦・復員が行われる一方、進駐軍を迎え入れるための準備が行われた。8月26日には終戦連絡中央事務局（のちに吉田茂の片腕として、GHQ憲法草案手交にも立ち会う白洲次郎はこの所属である）が設置され、27日に米国艦隊が相模湾に入った。28日になると連合国軍の先遣隊が厚木飛行場に到着し、8月30日に、連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサー元帥が厚木に到着した。以後、1952年4月まで、GHQは日本に進駐することとなる。

## ・降伏文書調印

1945年9月2日、東京湾上の米艦船ミズーリ号上にて日本の降伏文書の調印が行われた。この調印をもって、日本は正式に降伏し、並びにポツダム宣言の条文履行を約束したこととなる。

調印は、日本側代表として内閣・軍から1人ずつが選ばれ、外務大臣重光葵と、陸軍参謀総長梅津美治郎が調印した。これに対し、連合国側はGHQ最高司令官マッカーサーと、各国政府代表が調印した。

また、この調印に先立ち、天皇から詔書が出され、降伏文書の内容の誠実な履行を国民に命じた。

(降伏文書調印に関する詔書・新漢字平仮名に改めた)

朕は昭和二十年七月二十六日米英支各国政府の首班がポツダムに於て発し後にソ連邦が参加したる宣言の掲ぐる諸条項を受諾し、帝国政府及大本営に対し、連合国最高司令官が提示したる降伏文書に朕に代り署名しかつ連合国最高司令官の指示に基き陸海軍に対する一般命令を発すべきことを命じたり 朕は朕が臣民に対し、敵対行為をすぐに止め武器を措きかつ降伏文書の一切の条項並びに帝国政府及大本営の発する一般命令を誠実に履行せんことを命ず

御名御璽 昭和二十年九月二日 (以下省略)

## ・降伏文書(本文・邦訳)

下名は茲に合衆国、中華民國及「グレート、ブリテン」国の政府の首班が1945年7月26日「ポツダム」に於て発し後に「ソヴィエト」社会主義共和国連邦が参加したる宣言の条項を日本国天皇、日本国政府及日本帝国大本営の命に依り且之に代り受諾す 右4国は以下之を連合国と称す

下名は茲に日本帝国大本営並に何れの位置に在るを問はず一切の日本国軍隊及日本国の支配下に在る一切の軍隊の連合国に対する無条件降伏を布告す

下名は茲に何れの位置に在るを問はず一切の日本国軍隊及日本国臣民に対し敵対行為を直に終止すること、一切の船舶、航空機並に軍用及非軍用財産を保存し之が毀損を防止すること及連合国最高司令官又は其の指示に基き日本国政府の諸機関の課すべき一切の要求に応ずることを命ず

下名は茲に日本帝国大本営が何れの位置に在るを問はず一切の日本国軍隊及日本国の支配下に在る一切の軍隊の指揮官に対し自身及其の支配下に在る一切の軍隊が無条件に降伏すべき旨の命令を直に発することを命ず

下名は茲に一切の官庁、陸軍及海軍の職員に対し連合国最高司令官が本降伏実施の為適当なりと認めて自ら発し又は其の委任に基き発せしむる一切の布告、命令及指示を遵守し且之を施行することを命じ並に右職員が連合国最高司令官に依り又は其の委任に基き特に任務を解かれざる限り各自の地位に留り且引続き各自の非戦闘的任務を行ふことを命ず

下名は茲に「ポツダム」宣言の条項を誠実に履行すること並に右宣言を実施する為連合国最高司令官又は其の他特定の連合国代表者が要求することあるべき一切の命令を発し且斯る一切の措置を執ることを天皇、日本国政府及其の後継者の為に約す

下名は茲に日本帝国政府及日本帝国大本営に対し現に日本国の支配下に在る一切の連合国俘虜及被抑留者を直に解放すること並に其の保護、手当、給養及指示せられたる場所への即時輸送の為の措置を執ることを命ず

天皇及日本国政府の国家統治の権限は本降伏条項を実施する為適当と認むる措置を執る連合国最高司令官の制限の下に置かるものとす

1945年9月2日午前9時4分日本国東京湾上に於て署名す

大日本帝国天皇陛下及日本国政府の命に依り且其の名に於て 重光葵

日本帝国大本営の命に依り且其の名に於て 梅津美治郎 (以下省略)

## (参考)ポツダム宣言の重要性

降伏文書調印に関する詔書にも、ポツダム宣言の受諾こそが、日本の降伏と武装解除の理由となったという旨の記述がある。ここからも、戦後日本の原点はポツダム宣言にあることが伺える。

(參考資料)

終戦の詔勅

(1945年8月14日)

朕深ク世界ノ大勢ト帝國ノ現状ト鑑ミ非  
 常ノ措置ヲ以テ時高ニ收拾セムル欲シ故ニ忠  
 良ナル爾臣民ニ告ク  
 朕ハ帝國政府ヲシテ米英支蘇四國ニ對シ  
 其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメテ  
 抑帝國臣民ノ康寧ヲ圖リ萬邦共榮ノ樂  
 ヲ偕ニスル皇祖皇宗ノ遺範ニシテ朕ノ奉  
 措カサル所最モ米英二國ニ對シテ所以  
 亦實ニ帝國ノ自存ト東亞ノ安定トヲ庶幾  
 スル出テ他國ノ主權ヲ非シ領土ヲ侵スル如  
 キ行ハズ朕ノ志ニシテ然ルニ交戦已ニ四載  
 ヲ闋シ朕ノ陸海將兵ノ勇戰朕ノ百僚將司  
 ノ勤勞朕ノ億兆庶民ノ奉公各最善ヲ盡シ  
 拘テ戰局必ズ速ニ終結ス世界ノ大勢亦決  
 テ和之敵ハ新ニ殘虐ナル爆彈ヲ使用シ  
 ノ及所無ク測レザルニ至ルニ而シテ尚文戰  
 繼續セリ終ニ我ノ民族ヲ滅ビテ招来スル  
 ミナラス迄ハ人類ノ文明ヲ破却スル如ク  
 如クハ朕何ヲ以テ億兆ノ赤子ヲ保シ皇祖

皇宗ノ神靈ニ謝セムヤ是レ朕ノ帝國  
 政府ニシテ共同宣言ニ應ジシルニ至ル所  
 以テリ  
 朕ハ帝國ト共ニ終始更互ニ解放ニ協力シ  
 諸盟邦ニ對シテ遠域ノ意ヲ表シテ爾等  
 大帝國臣民ニシテ戰陣ニ死シ職域ニ殉  
 命ニ整レシムル者及共ニ道族ニ想フ致シ五  
 内為ニ裂ク且戰傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ家業  
 ヲ失ヒシ者ノ厚生ニ至リテ朕深ク軫念  
 スル所ナリ惟テ今後帝國ノ受ケル苦難ハ

國ヲ尋常ニシテ爾臣民ノ表情ノ朕吉  
 フ之ヲ知ル然レモ朕ノ時運ノ趨ク所  
 難ク堪ヘ忍ビ難ク忍ビ以テ萬世為  
 太平ノ開キテ欲ス  
 朕ハ社國體ヲ護持シ得テ忠良ノ爾臣  
 民ノ赤誠ニ倚倚シ常ニ爾臣民ト共ニ在  
 若シ夫レ情激スル所悉ク市場ノ激シ  
 心同腹非相立ニ時高ニ亂ル為ニ大迫リ誤  
 信義ヲ世界ニ失フ如ク朕重ク之ヲ戒  
 命ス學問一家子孫相傳ニ確ク神州ノ

不滅ノ信ヲ任重ク道遠ク念慮力ヲ竭テ  
 嚴シク道義ヲ守リ志操ヲ守リ抑帝國體  
 ノ精華ヲ發揚シ世界ニ進進後進ニ期ス  
 民共元朕ノ志體

裕仁

昭和二十年八月十四日  
 內閣總理大臣 齋藤 隆夫  
 海軍大臣 米谷 武敏  
 司法大臣 阿部 信正  
 陸軍大臣 松岡 洋右  
 逓信大臣 廣田 弘毅  
 厚生大臣 廣田 弘毅  
 國務大臣 廣田 弘毅  
 國務大臣 廣田 弘毅  
 國務大臣 廣田 弘毅

大藏大臣 廣瀨 豊作  
 文部大臣 石田 寛正  
 農林大臣 石田 寛正  
 内務大臣 石田 寛正  
 東條 英機  
 運輸大臣 小島 亘彦